

# 下田消防署高規格救急車医療資機材仕様書

## 第1 総則

- 1 本仕様書は、下田消防本部（以下「本部」という。）が令和8年度に購入する高規格救急自動車に積載する、救命処置用資機材等（以下「資機材」という。）の仕様書について定める。
- 2 本資機材は、救急救命士法（平成3年法律第36号）の目的を達成できる高度な救命処置が可能な医療器材を購入するものである。
- 3 本資機材は、総務省消防庁の救急高度化推進事業に認定される資機材としての要件を満たすもので、次に掲げる法令その他通達に適合するものであること。
  - (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
  - (2) 消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）
  - (3) 消防法（昭和23年法律第186号）
  - (4) 救急業務実施基準（昭和39年3月自消甲教第6号）
  - (5) 高規格救急自動車等に積載して販売される医薬品及び医療器具の取扱について（平成16年6月4日消防救第134号）

## 第2 納入期限等

- 1 納入期限 高規格救急自動車に取り付ける資機材は、本部の指定する日  
それ以外の資機材は令和9年3月15日
- 2 納入場所 高規格救急自動車に取り付ける資機材は、日本国内の本部指定場所  
それ以外の資機材は、下田市六丁目1番14号 下田消防本部警防課

## 第3 一般事項

- 1 購入する資機材は、別表1物品購入内訳書のとおりとする。
- 2 本部へ資機材を納品した後、高規格救急自動車の請負業者とともに取り付けを行い設置後、資機材の作動状況を確認すること。
- 3 納品時、提出書類は次に掲げるものとする。
  - (1) 資機材取扱説明書 1部
- 4 検収は、本仕様書に基づき総合的検査を実施する。  
不良品等が発生した場合は受注者の責任において、早急に対応を講ずること。
- 5 疑義のある場合は、随時本部と協議し承認を得た場合のみ仕様を変更することができる。
- 6 保証内容及び期間は、メーカー標準保証及び保証期間とし、納入後1年間とする。  
また、保証期間後の保証について、設計、製作、材質等の不備による受注者側の責任となる故障等が発生した場合は無償で保証すること。

以 上